

## 障害者施設との協働によるバスターミナル等の清掃事業の実施について

### 1 事業概要

交通局は中期経営計画において、経営理念を具現化するための重点項目の一つとして『地方公営企業としての役割の発揮』を掲げ、市民の皆さまに真に必要とされる「市営交通」となるため、「地域貢献」や「福祉対策」に率先して取り組むこととしております。

その具体化の一つとして、バスターミナルの清掃を障害者施設に委託することにより、バス停の環境向上を図るとともに、障害者の社会参加の機会を創出し、就労・自立の促進に寄与することを目的として、障害者施設との協働を推進します。(市営交通アクションプラン 1-11)

この取組は、障害者の自立促進を図るために地方公共団体等が率先して障害者就労施設からの調達を進める「障害者優先調達推進法」(平成 25 年 4 月 1 日施行)にも則ったものです。

### 2 実施経過

本牧営業所の現場職員からの発案に基づいて、平成 25 年 1 月から桜木町エリアの清掃業務を障害者施設に委託することにより、清掃頻度を上げてお客様満足度の向上を図るとともに、障害者の就労・自立支援にもつなげていくという取組を試行的に実施し、十分な成果をあげることができました。

この経験を活かしながら、バス停エリアの更なる環境向上を図るため、今年度から本事業を局の重点施策として位置づけ、当局所管の 8 ターミナルに拡大して、より多くの障害者就労支援施設と清掃業務の委託契約を結び、恒常的に取り組んでまいります。

【桜木町駅バスターミナルにおける清掃活動の様子】



### 3 実施内容

平成 25 年 10 月から清掃業務を開始し、作業にあたっては、安全を確保するため、監督員 1 名及び作業員 2 名程度の作業チームにより実施していただきます。各ターミナルにおける作業は、1 回につき 2 時間、月 4 回(週 1 回程度)とし、次に掲げる清掃作業を行います。

- (1) バスターミナル内の清掃作業（ごみの分別回収 等）
- (2) バス停ポールの清掃作業
- (3) バスターミナル関連施設の点検・報告作業  
（ベンチの破損、バス停上屋電灯の不具合、行先案内等の文言の判読不能、時刻表のはがれ 等）

#### 4 実施場所

当局が所管するバスターミナルのうち、次の8か所で安全に配慮しつつ実施します。

1	十日市場駅	緑区
2	センター南駅	都筑区
3	鶴見駅東口	鶴見区
4	横浜駅西口	西区
5	桜木町駅	中区
6	保土ヶ谷駅東・西口	保土ヶ谷区
7	上永谷駅	港南区
8	根岸駅	磯子区

#### 5 委託費

就労支援という趣旨を踏まえ、作業に従事する各事業所の平均工賃の向上が図れるよう、委託料については、作業1回あたり6,000円（月額24,000円）としています。

#### 6 対象となる障害者施設

委託先は健康福祉局との調整に基づいて、次の障害者施設を対象に募集を行いました。

- (1) 障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所）
- (2) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型、精神障害者地域作業所型及び中途障害者地域活動支援センター）

#### 7 選定基準

原則として、当該ターミナルと同一区内に所在する事業所で、安全な作業体制等を確保できる障害者施設を対象としており、要件を満たす複数の事業所から応募があった場合は、平成24年度における工賃実績の平均額（月額）が最も低い事業所を優先します。

#### 【参考】その他の就労・自立支援への取組 ～横浜わかば学園と若葉台営業所との協働による取組～

市立若葉台特別支援学校（通称：横浜わかば学園）からの提案により、知的障害教育部門の高等部生徒の職業訓練に関する授業の一環として、学習した清掃技術の活用・向上を図るため、平成25年9月18日から週2回程度、若葉台営業所のバス車両を清掃していただくという取組を実施しております。

営業所では、作業に従事する10名程度の生徒及び引率者のみなさんを市営バスで営業所まで送迎し、構内での安全対策を施したうえで、毎回2両のバス車両を清掃していただいています。

こうした取組によっても、生徒たちの社会参加と就労・自立の促進に寄与したいと考えています。